

大和高田市後援等に係る事務取扱要綱

平成29年5月19日告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、市以外の団体が行う事業又は行事（以下「事業等」という。）に対して、市が後援、協賛又は共催（以下「後援等」という。）をする場合の基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が事業等の趣旨に賛同し、補助金、負担金その他の金銭の交付、物品の提供及び人的支援を行わず、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。
- (2) 協賛 市が事業等の企画又は実施に参画しないが、補助金その他の金銭の交付、物品の提供及び人的支援を行うことをいう。
- (3) 共催 市が事業等の企画又は実施に参画し、当該事業等に職員等を配置し、又は参加させ、又は負担金その他の金銭の交付を行い、かつ、責任の一部を負うことをいう。

(承諾の基準)

第3条 後援等は、次の各号のいずれにも該当する事業等に限り承諾するものとする。

- (1) 事業等の目的及び開催日程が明確であること。
- (2) 広く一般市民を対象とした事業等であって、原則として市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業等又は市を広く知らしめることが期待できる事業等である場合は、この限りでない。
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力があると判断されるものであること。
- (4) 公衆衛生、安全管理、災害防止等に係る措置がなされていること。
- (5) 参加者から入場料その他費用を徴収する事業等にあつては、当該費用の金額が類似する他の事業等において徴収する費用の額に比して不相当に高額でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等を承諾しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (3) 特定の宗教若しくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
 - (4) その他後援等を承諾することが不適当と認められるもの
- (申込手続)

第4条 市の後援等の承諾を受けようとする者は、原則として後援等の事業等を実施する日の1月前までに、後援等承諾申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の概要、活動目的及び活動実績を明らかにする書類
 - (2) 役員その他事業等関係者の住所、役職名等を明らかにする書類
 - (3) 事業等の目的及び計画を明らかにする書類（予算書を含む。）
 - (4) 入場料その他費用を徴収する場合にあっては、事業等に係る収支予算書等
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (承諾の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申込み（以下「申込み」という。）があったときは、その内容を審査し、後援等を承諾するときは後援等承諾通知書（様式第2号）により、承諾することが適当でないと認めるときは後援等不承諾通知書（様式第3号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承諾に際して、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 後援等に使用する名義を大和高田市とすること。
 - (2) 事業等を実施する際に生じた事故、災害等については、前項の規定により承諾を受けた団体の責任において処理を行うこと。
- (事業等内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により承諾を受けた団体は、当該事業等を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、後援等承諾変更届出書（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施事業等の報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、後援等を承諾した事業等の実施状況その他必要な事項について、後援等実施事業等報告書（様式第5号）により、団体に報告を求

めることができる。

(承諾の取消し)

第8条 市長は、承諾した事業等又は団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承諾を取り消すことができる。

- (1) 申込みの内容又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (3) その他市長が承諾を取り消すことが適当と認めたとき。

(事務主管課等)

第9条 後援等に関する承諾の事務は、当該後援等に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。